

木更津市告示第 216号

公 示 送 達 書

次の送達する書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は市長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和8年 7月 1日

木更津市長

渡辺 芳邦



公 示 送 達 書

氏 名	書 類				摘 要
	年 度	税 目	種 類	期 別	
(合同) 51TPS	令和 7年度	市民税・県民税 ・森林環境税	督促状	2月	
土屋 善博	令和 7年度	固定資産税 ・都市計画税	督促状	4期	
友利 祐樹	令和 7年度	国民健康保険税	督促状	随時1	
ZHOU GUANGWEI	令和 7年度	国民健康保険税	督促状	8期	

備考 この掲示をはじめた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。

※令和2～7年度の軽自動車税（種別割）も軽自動車税と表記しています。